

毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準(その9)の制定について

平成7年3月16日薬発第246号

厚生省薬務局長から各都道府県知事あて

毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準(以下「基準」という。)については、昭和50年11月26日薬発第1090号、昭和52年12月8日薬発第1416号、昭和56年3月31日薬発第330号、昭和60年4月5日薬発第373号、昭和62年9月12日薬発第782号、平成3年3月6日薬発第259号、平成4年12月7日薬発第1192号及び平成6年3月14日薬発第232号をもって通知したところであるが、今般、別添のとおり毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準(その9)を定めたので、下記事項に留意の上、関係各方面に対し周知徹底を図られたい。

記

昭和50年11月26日薬発第1090号通知の記の1から7までについては、別添の基準についても適用されるものであること。